

公共工事の施工体制に関する 全国一斉点検について

国土交通省大臣官房技術調査課



はじめに

公共工事を適切に実施するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要となります。このため、国土交通省では、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、平成14年度からは、監督職員以外の職員による一斉点検を全国において展開しています（以下「公共工事の施工体制に関する全国一斉点検」という）。本稿では、平成19年度の実施結果を中心に、この取り組みについて紹介することとします。



法的位置づけ

建設業を行うにあたり、適正な施工体制を確保することは、「建設業法（昭和24年法律第100号）」において建設業者に対して義務づけられているところですが、特に公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」（以下「適正化法」という）および「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下「品確法」という）において、その徹底を一層確実にするための手続きが、発注者および受注者に対して求められています。

また、「適正化法」では、公共工事の受注者に対して、施工体制台帳の写しを発注者に提出することなどを義務づけ（適正化法第13条）る一方、発注者に対しても、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検等を義務づけ（同第14条）るとともに、一括下請に該当すると疑うに足りる事実（建設業法第28条第1項第4号）や、必要な建設業許可を有しない建設業者と下請契約を締結していると疑うに足りる事実（同6号）、施工体制台帳が作成されない場合（同第24条の7第1項）などには、建設業の許可を行った国土交通大臣または都道府県知事および当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することを求める（適正化法第11条）など、適切な施工体制の確保を担保するための受発注者の責務が位置づけられています。

さらに、平成17年4月施行された品確法におい



写真 1 一斉点検の実施風景

ても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表および施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。



実施体制

国土交通省では、各工事を担当する監督職員によって日頃から、施工体制の点検を行うとともに、その結果を工事成績評定に反映させるなど、発注者として、適正な施工体制を確保するための取り組みを実施しているところです。

さらに、「適正化法」の施行を踏まえ、平成14年度からは、例年2カ月程度の点検期間を設定

し、期間内に抜き打ちで点検を実施しています。点検は、当該工事を担当する監督職員以外の職員が行うこととし、各地方整備局等の企画部工事品質調整官、工事検査官、営繕部の技術・評価課長等、港湾空港部の港湾空港整備課長等、各事務所の副所長、工事品質管理官および工務課長等が、主任監督員等の立会の上で、請負業者からの関係資料の提示や、元請業社および下請業者へのヒアリングを通じて実施しています。

このような一斉点検は、他の公共工事発注機関とも連携しつつ実施しているところであり、平成19年度は47都道府県、17政令指定都市および高速道路株式会社各社など22機関が同様の取り組みを実施しています。

(点検項目)

1. 基本点検項目

(1) 監理技術者等の配置に関する点検(2項目)

①元請の監理技術者等の資格・常駐・同一性(JV構成員含む)(建設業法第26条等)、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示(建設業法第26条第5項等)

(2) 施工体制台帳の備え付け等に関する点検(6項目)

①施工体制台帳の備え付け(建設業法第24条の7)、②施工体系図の掲示(建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項)③建設業許可票の掲示(建設業法第40条)、④建設業退職金共済制度適用事業場である旨の掲示、⑤労災保険関係成立票の掲示(労働者災害補償保険法施行規則第49条)、⑥工事カルテの登録申請状況

(3) 下請契約に関する点検(4項目)

①下請の建設業許可(建設業法第3条)、②軽微な工事の下請契約、③明確な工事内容での下請契約、④適切な請負代金の支払い方法

2. 一括下請に関する点検項目

(1) 元請業者の下請施工の関与状況に関する点検(11項目)

①技術者専任(現場代理人の常駐、監理技術者の常駐、主任技術者の常駐)、②発注者との協議、③住民への説明、④官公庁等への届け出等、⑤近隣工事との調整、⑥施工計画(施工計画提出状況、品質管理計画等の立案、設計図書の照査)、⑦工程管理、⑧出来形品質管理(品質管理に関する作業分担、検査・試験の整理・記録、段階確認または施工状況検査の実施)、⑨完成検査(下請業者の完成検査)、⑩安全管理(KY活動、安全巡視の実施、安全衛生責任者の常駐把握、作業主任者の資格確認・把握、災害防止協議会の設置と開催、店社パトロールの実施、新規入場者教育の実施)、⑪下請の施工調整及び指導監督(施工体制台帳の内容把握、下請の主任技術者確認・把握、下請に対する安全管理の指導、工程会議の開催、下請施工に関する段階確認または施工状況検査の実施、作業手順書の作成・指導・監督)

(2) 紛らわしい施工体系に関する点検(4項目)

①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

3. 下請業者の点検項目

(1) 下請の主任技術者の配置状況(1項目)

①下請の主任技術者等の資格・常駐・同一性

(2) 下請の主任技術者へのヒアリング(3項目)

①不当に低い請負代金の実態、②不当な使用資材等の購入強制の実態、③請負代金の支払い実態

4

平成19年度の点検結果

(1) 対象工事

平成19年度は、10～11月を一斉点検期間とし、期間内に抜打ちで点検を実施しました。対象とする工事の規模は、請負金額が2,500万円以上の工事（建築工事においては、5,000万円以上の工事）とし、特に低入札価格調査制度調査対象工事およびそれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という）に重点をおきつつ、稼働中の工事の約14%にあたる1,141件について点検を行いました。

(2) 点検結果

① 点検結果の概要

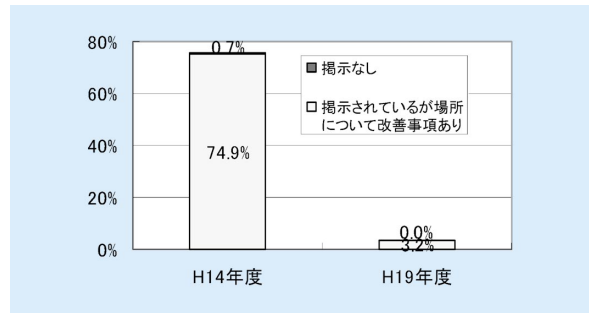
今回の点検では、明らかな建設業法の違反が判明し、許可部局等への通知が必要となった工事はなく、また、多くの点検項目について、ほぼすべての工事で適切な実施が行われていたことが確認できました。ただし、一部の項目について、多くの工事（点検を行った工事の約45%にあたる512件）で改善すべき事項が見つかったため、点検結果について工事を担当する事務所等に通知し、施工体制の見直しを確認しています。

基本点検項目全体では、317件（約28%）の工事について改善すべき事項が見つかり、その内訳は、下請契約に関する点検項目が244件（約21%）、施工体制台帳の備付け等に関する点検項目が126件（約11%）、監理技術者の配置等に関する点検項目に関して5件（約0.4%）となっています（複数の改善事項が見つかった工事もある）。また、元請業者の下請施工の関与状況に関する点検項目については、370件（約37%）の工事で改善すべき事項が見つっています。

② 特に改善が見られた項目

1) 建設業許可票の掲示

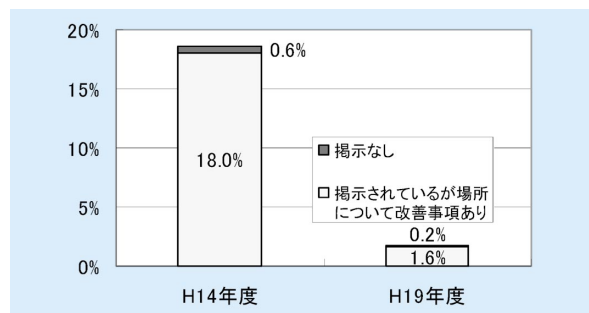
建設業許可証の掲示は、建設業法第40条において、建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に掲示することが、建設業者に義務づけられています。



点検を開始した平成14年度においては、概ねすべての工事で掲示はされていたものの、建設業法や適正化法の趣旨が十分に浸透しておらず、74.9%の工事で、提示場所に改善すべき点が見つかりましたが、平成19年度においては、概ねすべての工事で、適切な場所に掲示が行われており、大幅な改善が見られました。

2) 施工体系図の掲示

施工体系図は、当該工事現場の関係者や公衆の見やすい場所に設置することが、公共工事の請負業者に対して義務づけられています（建設業法第24条の7第4項、適正化法第13条第3項）。点検を開始した平成14年度においては、概ねすべての工事で掲示されていたものの、18%の工事で提示場所に改善すべき点が見受けられましたが、平成19年度には概ねすべての工事で、適切な場所に掲示がされていました。

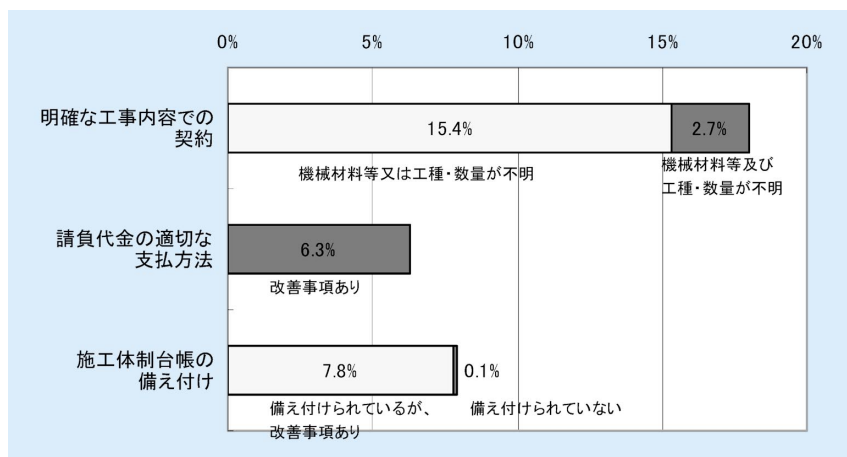


② 今後、特に改善が必要な項目

1) 明確な工事内容での契約

建設業法第19条1項では、工事内容、請負代金の額、工期、代金の支払い方法など13項目について、建設工事の契約書（下請契約も含む）に記載しなければならない事項として定めています。

一斉点検では、①一式契約でなく、契約工種とその数量が明確に記載されていること、②契約金額に機械費、材料費が含まれているか否かが明確



に記載されていること、について確認を行いました。約18.6%の工事で、不明な点が見受けられるなど、改善すべき事項が見つかり、建設業法の中でも、特に建設業者の理解と徹底が必要であると考えられます。

2) 請負代金の支払い方法

下請業者への請負代金の支払い方法については、建設業法第19条1項において、契約書に記載しなければならない事項の一つとして、建設業者に対して義務づけられているところですが、「下請契約における代金支払の適正化等について（平成18年12月、国総入企第42号）」等において、代金の支払いは、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に定める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすることが元請業者に求められています。また、同通知等において、手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とすることについても、求められています。

そこで、一斉点検においては、①契約書に請負代金の支払い方法が記載されていること、②現金20%以上および手形120日以内となっていること、について確認していますが、平成19年度においては、約6.3%の工事について改善すべき事項が見つかりました。

3) 施工体制台帳の備付け

建設業法第24条の7（同規則第14条の7）では、工事の目的物の引渡しを完了するまでは、工事現場に備え付けて置くことが、建設業者に対して義務づけられていますが、必ずしも建設業法に

定める項目等を満足していない下請負契約も見受けられます。

そのため、一斉点検においては、①施工体制台帳に記載すべき項目が記載されていること、②施工体制台帳に添付されるべき資料（契約書の写し、契約内容、技術者資格の写し）があること、③契約書

が、建設業法に定める項目（工事内容、請負代金等の項目）を満足していることについて確認していますが、平成19年度においては、7.9%の工事について、改善すべき事項が見つかりました。

5 最後に

前述したように、平成14年度には改善すべき事項が目立った建設業法許可票の提示が施工体系図の提示の基本点検項目について、年々改善が見られるなど、施工者における建設業法および適正化法に関する理解と徹底が進んでいることが伺われます。また、発注者にとっても、監督職員のみならず、それ以外の者が点検を行うことにより、統一的な理解が得られてきたものと考えています。

一方、6年目となる平成19年度においても、点検を行った工事の約45%にあたる512件の工事について、改善すべき事項が見つかり、同法の趣旨を徹底するためには、さらなる取り組みも必要でしょう。

その方策としては、同法の趣旨の理解の促進、受発注者それぞれによる点検などの取り組みの見直し、および、受発注者間の連携方策の見直しが考えられます。国土交通省においては、これらを支援するため、点検の視点を纏めたチェックリストを作成し、ホームページ等において公表する予定ですので、各企業自身における施工体制の確保等に活用いただき、適正な施工体制の確保のさらなる徹底に努めていただければ幸いです。